

2016年1月28日

2016年度 野球規則改正
(一部抜粋)

日本野球規則委員会

⑤ 用具・ユニフォーム

○ ヘルメット

- 3.08 (d) (1.16 (d)) を次のように改める。(下線を改正)

捕手が投球を受けるときは、捕手の防護用のヘルメットおよびフェイスマスクを着用しなければならない。

【前年までの条文】

1.16 プロフェッショナルリーグでは、ヘルメットの使用について、次のような規則を採用しなければならない。

- (d) 捕手が守備についているときは、捕手の防護用のヘルメットを着用しなければならない。 【注】 アマチュア野球では、所属する連盟、協会の規定に従う。

⑥ 打者

○ 打者の義務

- 5.04 (b) (2) (6.02 (b)) 【原注】 の3段目を次のように改める。(下線を追加)

【原注】 打者は、思うままにバッテースボックスを出入りする自由は与えられていないから、打者が^{*}タイムを要求しないで、バッテースボックスを外したときに、ストライクゾーンに投球されれば、ストライクを宣告されてもやむを得ない。

打者が打撃姿勢をとった後、ロジンバッグやパイナールバッグを使用するために、打者席から外に出ることは許されない。ただし、試合の進行が遅滞しているとか、天候上やむを得ないと球審が認めたときは除く。

審判員は、投手がwindアップを始めるか、セットポジションをとったならば、打者または攻撃側チームのメンバーのいかなる要求があっても^{*}タイムを宣告してはならない。たとえ、打者が^{*}目にごみが入った。^{*}眼鏡がくもった。^{*}サインが見えなかった。など、その他どんな理由があっても、同様である。球審は、打者が打者席に入ってからでも^{*}タイムを要求することを許してもよいが、理由なくして打者席から離れることを許してはならない。球審が寛大にしなければならぬほど、打者は打者席の中にいるのであり、投球されるまでそこにとどまっていなければならないということがわかるだろう (5.04b4参照)。

5.04 (b) (4) (6.02 (d))

○ バッテースボックスルール

(A) 打者は打撃姿勢をとった後は、次の場合を除き、少なくとも一方の足をバッテースボックス内に置いていなければならない。この場合は、打者はバッテースボックスを離れてもよいが、^{*}ホームプレート周囲の土の部分を出てはならない。

- (i) 打者が投球に対してバットを振った場合。
- (ii) 打者が投球を避けてバッテースボックスの外に出ざるを得なかった場合。
- (iii) いずれかのチームのメンバーが^{*}タイムを要求し認められた場合。
- (iv) 守備側のプレーヤーがいずれかの塁で走者に対するプレイを企てた場合。
- (v) 打者がバントをするふりをした場合。
- (vi) 暴投または捕逸が発生した場合。
- (vii) 投手がボールを受け取った後マウンドの土の部分から離れた場合。
- (viii) 捕手が守備のためのシグナルを送るためキャッチャースボックスを離れた場合。

打者が意図的にバッテースボックスを離れてプレイを遅らせ、かつ前記(i)~(viii)の例外規定に該当しない場合、《当該試合におけるその打者の最初の違反に対しては球審が警告を与え、その後違反が繰り返されたときにはリーグ会長が然るべき制裁を科す。》

【注】 《新》我が国では、所属する団体の規定に従う。

⑧ 反則行為

妨害・オブストラクション・本塁での衝突プレイ

- 6.01 (a) (10) (7.09 (j)) 【原注】 後段を次のように改める。(下線を改正)

捕手が打球を処理しようとしているのに、他の野手(投手を含む)が、一塁へ向かう打者走者を妨害したらオブストラクションが宣告されるべきで、打者走者には一塁が与えられる。

【前年までの条文】

7.09 次の場合は、打者または走者によるインターフェアとなる。

- (j) 走者が打球を処理しようとしている野手を避けなかったか、あるいは送球を故意に妨げた場合。

【原注】 捕手が打球を処理しようとしているときに、捕手と一塁へ向かう打者走者とが接触した場合は、守備妨害も走塁妨害もなかったものとみなされて、何も宣告されない。打球を処理しようとしている野手による走塁妨害は、非常に悪質で乱暴な場合にだけ宣告されるべきである。たとえば、打球を処理しようとしているからといって、走者を故意につまづかせるようなことをすれば、オブストラクションが宣告される。

捕手が打球を処理しようとしているのに、一塁手、投手が、一塁へ向かう打者走者を妨害したらオブストラクションが宣告されるべきで、打者走者には一塁が与えられる。